

サービス利用料金表

【1】地域区分単価

介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、以下のとおりとなります。

〔地域区分ごとの1単位単価〕

地域区分	地域単価
1 級地	11,40円

【2】利用料金（介護保険対象サービス）

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険給付及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護給付等」）の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。「加算料金」については、下記の記載する加算要件を満たす場合、「基本料金」に料金が加算されます。

（1）基本利用料

〔訪問介護の利用料〕

- ・介護給付の介護報酬は、サービス内容や時間ごとに決められた単位数および、基準に定められた要件を満たすことで得られる加算により、利用されたサービスの合計に地域単価を乗じた金額となります。
- ・利用者負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額となります。

① 介護報酬表（介護給付：特定事業所加算なし）

（回単位）

基本部分・所要時間		単位数	介護報酬	利用者負担金		
				1 割	2 割	3 割
身体介護	20分未満	163単位	1,858円	186円	372円	558円
	20分以上30分未満	244単位	2,781円	279円	557円	835円
	30分以上1時間未満	387単位	4,411円	442円	883円	1,324円
	1時間以上1時間30分未満	567単位	6,463円	647円	1,293円	1,939円
	以降30分増す毎に加算	82単位	934円	94円	187円	281円
生活援助	20分以上45分未満	179単位	2,040円	204円	408円	612円
	45分以上	220単位	2,508円	251円	502円	753円
身体介護に引き続き生活援助を行った場合（※）		身体介護の所要時間ごとの単位数に、生活援助の所要時間20分から計算して25分を増す毎に65単位（介護報酬741円）を加算 ※195単位（介護報酬2,223円）を限度とする				

注1）表の金額は、1回あたりの料金の目安となります。実際の利用者負担金は、ご利用された単位数を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。

注2）上記の基本料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

注3）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(※) 身体介護に引き続き生活援助を行った場合

基本部分・所要時間		生活 1 (20 分以上 45 分未満)	生活 2 (45 以上 70 分未満)	生活 3 (70 分以上)
身体 1 (20 分以上 30 分未満)	単位数	309単位	374単位	439単位
	介護報酬	3,522円	4,263円	5,004円
	1 割負担額	353円	427円	501円
	2 割負担額	705円	853円	1,001円
	3 割負担額	1,057円	1,279円	1,502円
身体 2 (30 分以上 60 分未満)	単位数	452単位	517単位	582単位
	介護報酬	5,152円	5,893円	6,634円
	1 割負担額	516円	590円	664円
	2 割負担額	1,031円	1,179円	1,327円
	3 割負担額	1,546円	1,768円	1,991円
身体 3 (60 分以上 90 分未満)	単位数	632単位	697単位	762単位
	介護報酬	7,204円	7,945円	8,686円
	1 割負担額	721円	795円	869円
	2 割負担額	1,441円	1,589円	1,738円
	3 割負担額	2,162円	2,384円	2,606円
以降身体 30 分ごと	単位数	82単位		
	介護報酬	934円		
	1 割負担額	94円		
	2 割負担額	187円		
	3 割負担額	281円		

<加算料金>

加算項目	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1 割	2 割	3 割
緊急時訪問介護加算 (回単位)	100単位	1,140円	114円	228円	342円
初回加算 (月単位)	200単位	2,280円	228円	456円	684円
生活機能向上連携加算 (Ⅰ) (月単位)	100単位	1,140円	114円	228円	342円
生活機能向上連携加算 (Ⅱ) (月単位)	200単位	2,280円	228円	456円	684円
認知症専門ケア加算 (Ⅰ) (日単位)	3単位	34円	4円	7円	11円
認知症専門ケア加算 (Ⅱ) (日単位)	4単位	45円	5円	9円	14円
口腔連携強化加算	50単位	570円	57円	114円	171円

<減算料金>

減算項目	内 容
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

〔北区介護予防・日常生活支援総合事業〕（北区の被保険者について適用します。）

- ・要支援者または基本チェックリストにより事業対象者とされたとき、重要事項説明書の第 3 項（1）の提供するサービス内容のうち予防訪問サービスにあっては①、いきいき生活援助サービスにあっては②のサービスを提供します。
- ・北区独自訪問型サービスの報酬は、サービス内容や時間ごとに決められた単位数および、基準に定められた要件を満たすことで得られる加算により、利用されたサービスの合計に地域単価を乗じた金額となります。
- ・利用者負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額となります。

① 予防訪問サービス

（回単位）

基本部分 (1 回につき) (60 分以内)		単位数	介護報酬 (注 1)	利用者負担金		
				1 割 (注 2)	2 割 (注 2)	3 割 (注 2)
予防訪問サービス 専門職（訪問介護員等）による サービス提供	【要支援 1】 週 1 回（月 5 回上限） 週 2 回（月 10 回上限） 【要支援 2】 週 1 回（月 5 回上限） 週 2 回（月 10 回上限） 必要に応じて週 3 回が可 【事業対象者】 週 1 回（月 5 回上限）	基本 サービス費 287 単位	3,271 円	328 円	655 円	982 円
		生活援助中心 220 単位	2,508 円	251 円	502 円	753 円

（注 1）上記の基本利用料は、北区が定める金額です。なお、金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注 2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた金額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

＜加算料金＞

加算項目	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1 割	2 割	3 割
初回加算（月単位）	200 単位	2,280 円	228 円	456 円	684 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（月単位）	100 単位	1,140 円	114 円	228 円	342 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（月単位）	200 単位	2,280 円	228 円	456 円	684 円
身体介護加算（Ⅰ）（回単位）	25 単位	285 円	29 円	57 円	86 円
身体介護加算（Ⅱ）（回単位）	20 単位	228 円	23 円	46 円	69 円
口腔連携強化加算	50 単位	570 円	57 円	114 円	171 円

＜減算料金＞ 1 回につき

減算項目	内 容
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定サービス単位数より 2 単位を減算します。
業務継続計画未策定減算	所定サービス単位数より 2 単位を減算します。

② いきいき生活援助サービス

(回単位)

基本部分 (1回につき)(60分以内)		単位数	介護報酬 (注1)	利用者負担金		
				1割 (注2)	2割 (注2)	3割 (注2)
いきいき生活援助サービス 研修修了者(北区生活援助員)等によるサービス提供	【要支援1】 週1回(月5回上限) 週2回(月10回上限)	220単位	2,508円	251円	502円	753円
	【要支援2】 週1回(月5回上限) 週2回(月10回上限) 必要に応じて週3回が可 【事業対象者】 週1回(月5回上限)					

(注1) 上記の基本利用料は、北区が定める金額です。なお、金額の改定があった場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた金額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

<加算料金>

加算項目	単位数	介護報酬	利用者負担金		
			1割	2割	3割
初回加算(月単位)	200単位	2,280円	228円	456円	684円
□腔連携強化加算	50単位	570円	57円	114円	171円

<減算料金>

減算項目	内 容
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定サービス単位数より2単位を減算します。
業務継続計画未策定減算	所定サービス単位数より2単位を減算します。

(2) 介護職員処遇改善加算

当事業所が、厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善等を実施しているものとして都道府県知事等に届出をした場合、介護職員処遇改善加算として、下記の規定区分に従い、所定単位数に加算します。なお、当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

介護職員等処遇改善加算 II □

加算率：26.6%

〔加算要件〕

- ・月額賃金改善要件…処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること。

・キャリアパス要件

- I) 介護職員の任用の際における、職位、職責又は職務内容等に応じた任用要件及び賃金体系について書面で定め、介護職員に周知していること。
- II) 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- III) 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設け、書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。
- IV) 改善後の賃金が所定の金額以上となる職員がいること。満たさない場合は特例要件（生産性向上推進体制加算の算定、ケアプランデータ連携システムの活用等）を満たし当該要件に係る取組を行う事を誓約していること。

・職場環境等要件…・法人や事業所の経営理念等実現のための施策・仕組みなどの明確化

- ・他産業からの転職者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築。
- ・研修受講支援。キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談機会の確保
- ・短時間正規職員制度の導入、非正規職員から正規職員への転換制度の整備等
- ・有給休暇の取得しやすい雰囲気・意識作り
- ・福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置や相談体制の充実
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備
- ・生産性向上のための取組（5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）等の実践、職場課題の見える化等）
- ・介護ソフト、情報端末の導入
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による勤務環境の改善
- ・介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

〔算定方法〕

1) 一月につき 介護職員処遇改善加算額は、

【介護報酬総単位数（基本サービス費＋各種加算減算）×サービス別加算率（**26.6%**）】

〔1 単位未満四捨五入〕

× 1 単位の単価 11.40 円（1 円未満切り捨て）となります。

⇒利用者負担額（1 割）は、【上記額－（上記額×0.9※）〔1 円未満切り捨て〕】となります。

※注）利用者負担額が 2 割の方は、掛率が 0.8、3 割の方は 0.7 となります。

（3）通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合（片道）の有無

通院等乗降介助サービス	有 ・ 無
-------------	--------------

（4）2名の訪問介護員等によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者の同意を得た上で、サービスを提供するものとします。この場合には、通常の介護報酬の2倍の料金となります。

（5）通常の時間帯（午前8時～午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合、介護報酬は次の加算割合で割増されます。（訪問介護サービス適用）

時間帯	割増率
早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）	＋25%
深夜（午後10時～午前6時）	＋50%

（6）当事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に居住している利用者に、通常の実施地域を越えてサービス提供した場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、5%の割合を介護報酬に加算します。（区分支給限度額の算定対象から除かれます。）

- (7) 利用者やその家族からの要請に基づき、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、当該介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない身体介護を行った場合、緊急時訪問介護加算として、1回につき100単位を介護報酬に加算します。(訪問介護サービス適用)
- (8) 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回サービスと同日または同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合、初回加算として、1月で200単位を介護報酬に加算します。
- (9) サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該計画に基づくサービスを行った場合は、初回サービスを行った月に生活機能向上連携加算(Ⅰ)として、1月で100単位を加算します。
- (10) 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所、又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等が各サービスの一環として居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士等と利用者の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、連携(カンファレンス)においては、テレビ電話装置等の活用を可能とする。)の上で当該計画に基づくサービスを行った場合は、生活機能向上連携加算(Ⅱ)として初回サービスを行った月以降3月の間、1月につき200単位を加算します。(いきいき援助サービス適用外)
- (11) 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方が利用者の100分の50以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施した場合、1日につき3単位を加算します。
- (12) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の20以上の割合であるとともに、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施した場合、1日につき4単位を加算します。
- (13) 20分以上の身体介護をケアプランに位置づけて行った場合、身体介護加算として1回あたり39単位を加算する。
- (14) 事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。事業所は利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、診療報酬の歯科点数表区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。
- (15) 当事業所の所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における1月あたりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対しサービスを行った場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定し(訪問型サービスも同様)、同様に利用者が50人以上居住する同一敷地内建物等の場合は、所定単位数の85%を算定します。
- (16) 当事業所の所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における1月あたりの利用者が20人以上居住する建物の利用者に対しサービスを行った場合は、所定単位数の90%に相当する単位数を算定します。正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(前項該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合、所定単位数の88%を算定します。

(17) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算します。

【3】交通費

- ① 北区にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域の方は、訪問のための交通費の実費を請求させていただきます。なお、自動車を使用した場合も同様に実費を請求させていただきます。
- ② 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費は、実費をいただきます。

【4】キャンセル料

ご利用者の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料金をいただきます。
キャンセルの場合は、至急ご連絡下さい。

連絡先 ケアネット神谷 電話 03-3914-5528

時 期	キャンセル料
サービス利用日の前日の営業日まで (営業時間内9:00～18:00〔北赤羽は8:30～17:30〕)	無 料
サービス利用当日(前日営業日の営業時間終了後から)	1,000円
キャンセルのご連絡がないままサービスにお伺いした場合 (ご不在、訪問キャンセル等)	1,000円

- ・キャンセルする前日が日曜日の場合は、それ以前の営業日(営業時間内9時～18時)にご連絡下さい。
- ・ご利用者の病状の急変や急な入院等正当な事由がある場合は、キャンセル料はいただきません。

【5】その他

- ・ご利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用はご利用者の負担になります。
- ・文書料(領収書等)の再発行は、550円をいただきます。

令和8年6月1日改訂